

JAL ダイナース ビジネス・アカウントカード会員特約

● 第1条 (総則)

- 1. 本特約は、株式会社ジャルカード（以下「当社」といいます。）が、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「提携先」といいます。また、当社と提携先をあわせて、以下「両社」といいます。）との提携により発行するビジネス経費決済専用カード「JAL ダイナース ビジネス・アカウントカード」（以下「JAL・BAカード」といいます。）について、定めるものです。
- 2. 本特約に定めのない事項については、「JAL カード会員規約（個人用）」（以下「会員規約」といいます。）および提携先の定めるビジネス・アカウントカード特約（以下「提携先特約」といいます。）を準用するものとします。ただし、本特約と提携先特約で内容が異なる場合には、本特約の内容が優先されるものとします。
- 3. 本特約で特に定義されていない用語については、会員規約の用語の定義と同様とします。

● 第2条 (JAL・BAカード)

- 両社は、両社が発行する JAL ダイナースカードまたは JAL グローバルクラブ JAL ダイナースカード（以下あわせて「本会員カード」といいます。）の本会員が、本特約を承認のうえ、両社が定める方法で申し込みをし、両社が適格と認めた方に対し、JAL・BA カードを追加して発行・貸与します。

● 第3条 (有効期限)

- JAL・BA カードの有効期限は、両社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。

● 第4条 (利用代金の支払)

- 本会員が JAL・BA カードの利用に基づき負担する支払債務に関わる事項については、提携先特約の規定が適用されるものとします。

● 第5条 (特典の提供)

- 1. 当社は、JAL・BA カードの利用金額に応じて、ショッピングマイルを付与するものとし、その取り扱いについては、「JAL カードショッピングマイル規約」および「JAL カードショッピングマイル・プレミアム会員特約」の定めに従うものとします。
- 2. JAL・BA カードにおいて、当社もしくは第三者が提供する特典・サービスについては、当社が別途定めるものとしますが、その内容については、予告なしに変更・中止する場合があります。

● 第6条 (年間手数料)

- 本会員は、新たに JAL・BA カードの貸与を受けた場合、両社が別途定める年間手数料を両社所定の方法で支払うものとします。本会員が JAL・BA カードを退会する場合、JAL ダイナースカード本会員を退会する場合もしくは会員資格が取り消された場合など、その他理由の如何を問わず、支払い済の年間手数料は原則会員に返還しないものとします。

● 第7条 (JAL・BAカードの退会)

- 1. 本会員は当社または提携先に所定の退会届を提出するなどの方法により、JAL・BA カードを退会することができます。
- 2. 本会員が、本会員カードを退会した場合、JAL・BA カードも当然に退会となります。
- 3. 本会員が JAL・BA カードを退会する場合、当社または提携先からカードの返却を求められたときは、これに応じるものとします。

● 第8条 (JAL・BAカードの資格取消)

- 本会員が、会員規約第 23 条第 1 項および第 3 項、第 4 項に該当した場合には、当社は、本会員に通知することなく、JAL・BA カードも同様の措置をとることができるものとします。
 - 第 9 条（特約の改定）
- 1. 当社が必要と認めた場合には、当社は、次項に定める方法により、本特約を変更することができるものとします。
- 2. 当社は、前項に基づいて本特約を変更するときは、本特約を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当社 Web サイトまたは印刷物へ掲載するなど、適切な方法により周知するものとします。
- 3. 当社が変更内容をお知らせした後に、本会員が JAL・BA カードを利用したときは、本会員は当該変更内容を承認したものとみなします。

2023 年 4 月 1 日改定